

## 甲府市上下水道局ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1 この要領は、甲府市上下水道局広告掲載要綱に定めるもののほか甲府市上下水道局のホームページ(以下「局ホームページ」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2 局ホームページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

(広告の範囲)

第3 局ホームページに掲載する広告の範囲は、甲府市上下水道局広告掲載要綱第3に定めるものとする。

(規格及びデザイン)

第4 広告の規格は次のとおりとする。

画面表示は、縦 60 ピクセル、横 230 ピクセルとする。

データの形式はG I F、J P E G、P N G形式とし、容量は 10 キロバイト以内とする。

2 広告のデザインは、次のいずれにも該当しないものとする。

甲府市上下水道局(以下「局」という。)の事業であると誤解されるおそれのあるもの

局ホームページのイメージを損なうおそれのあるもの

画像に点滅、自動スクロール、アニメーション等を使用したもの

前各号に定めるもののほか、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が適当でないと認めるもの

(掲載料)

第5 広告の掲載料は、月額 10,000 円とする。

(掲載期間)

第6 広告の掲載期間は、4月から翌年3月までの間とし、1か月を単位に、最大12か月連続して掲載することができる。

(掲載位置及び掲載数)

第7 広告の掲載位置及び掲載数は、管理者がその都度定める。

(広告掲載の募集)

第8 広告掲載希望者の募集は、公募によるものとし、募集は、毎年2月に次年度分の広告を一括して局ホームページ等により行う。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は必要があると認めるときは、広告を随時募集することができる。

(掲載の優先順位)

第9 管理者は、広告掲載希望者が第7に規定する掲載数を超えた場合には、次の順位により広告掲載の可否を決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの

私企業又は自営業のうち、公益性の高いもので市内に事業所等を有するもの  
前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの  
その他私企業又は自営業等

- 2 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第7に規定する掲載数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告原稿の作成及び費用)

- 第10 広告主は、広告の原稿を管理者が指定する記録媒体等により、管理者が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 前項に規定する広告の原稿作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載期間の延長)

- 第11 広告掲載期間内に、局の都合により局ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、局が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(その他)

- 第12 この要領に定めるもののほか、局ホームページへの広告の掲載に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。